◆所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定条件

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
   肺炎
   尿路感染症
   帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。
   また 1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

算定状況

令和2年度

診断名/月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	人数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	治療日数	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	11
尿路感染症	人数	0	2	2	3	1	1	2	1	3	1	1	0	17
	治療日数	0	6	10	8	3	2	7	3	12	7	7	0	65
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0